

地域脱炭素の推進に向けた庁内横断体制の構築について

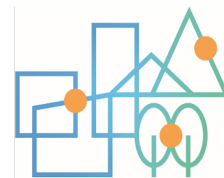
2026年4月15日

環境省 大臣官房 地域政策課長 富安 健一郎

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



脱炭素先行地域



Decarbonization
Leading Area

 **デコ活**
くらしの中のエコろがけ

- 地方公共団体は、地球温暖化対策推進法に基づき、**地方公共団体実行計画を策定**し、かつ、**政府実行計画に準じて、地方公共団体における公共施設の脱炭素化の取組を行う**ことが求められている。

政府実行計画（令和7年2月18日改訂・閣議決定） ※に盛り込まれた主な取組内容（例）

太陽光発電

- ・**2030年度までに**設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の**約50%以上に太陽光発電設備を設置**、**2040年度までに100%設置**。
- ・**ペロブスカイト太陽電池を率先導入**する。



太陽光発電設備の設置



ペロブスカイト太陽電池のイメージ

公用車

代替可能な電動車がない場合を除き、新規導入・更新については**2022年度以降全て電動車**とし、ストック（使用する公用車全体）でも**2030年度までに全て電動車**とする。

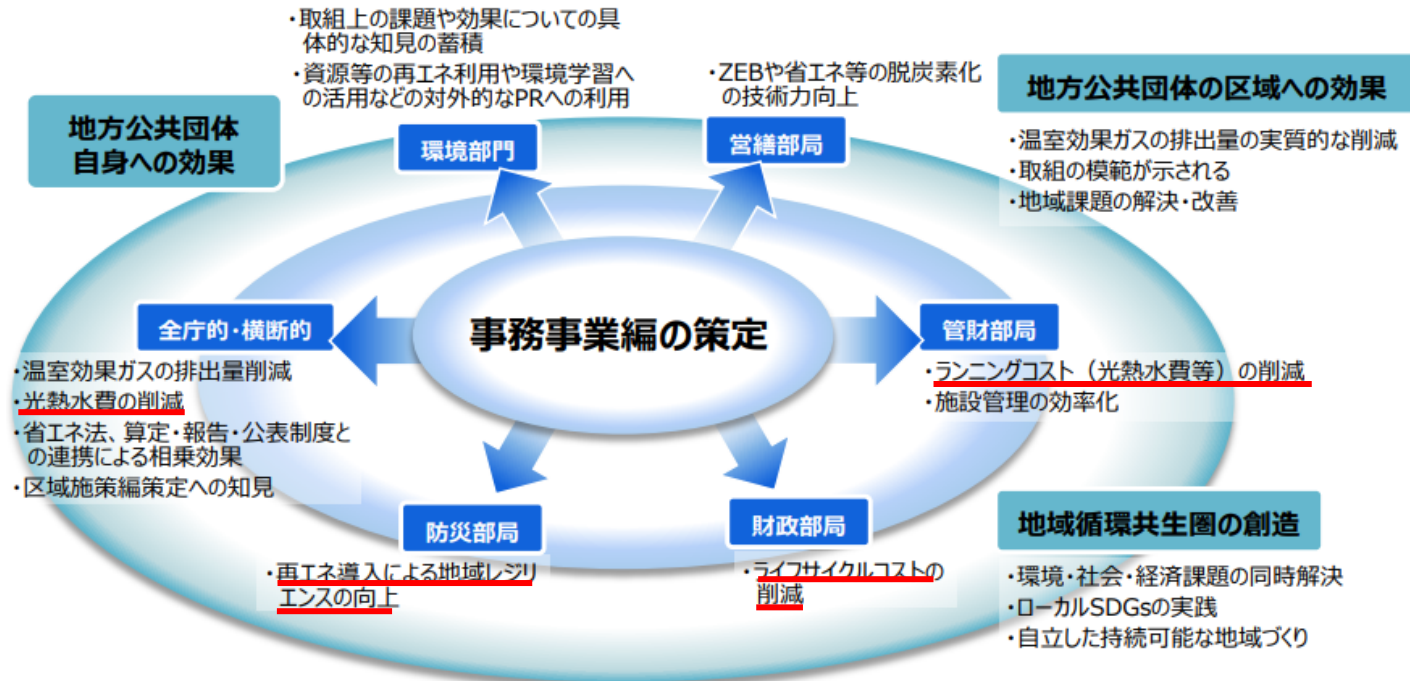
※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車



※政府実行計画では、**2030年度に温室効果ガス50%削減、2035年度に65%削減、2040年度に79%削減（2013年度比）の目標を設定し、目標達成に向けた取組を記載。**

地域脱炭素の推進のメリット①

- 地球温暖化対策推進法に基づく対応の必要性だけでなく、地域脱炭素の推進は庁内全体・地域全体で多方面のメリットにつながる。
- 地方公共団体における公共施設の脱炭素化を進めることで、環境部局以外にも全庁的なメリットが期待される。
 - ・管財部局（施設の長寿命化等）
 - ・財政部局（ライフサイクルコストの削減等）
 - ・防災部局（再生可能エネルギー導入による地域レジリエンスの向上等）
 - ・全庁的・横断的な効果（光熱水費の削減等）



地域脱炭素の推進のメリット②

- また、地域資源を活用した**地域脱炭素の取組**は、**地方創生・地域経済の活性化**にも資する。
 - ・ **エネルギー価格高騰への対応**、
 - ・ 未利用資源を活用した**地場産業振興**、
 - ・ 非常時のエネルギー確保による**防災力・レジリエンス強化**、
 - ・ 売電等のために**域外に流出していた資金の削減**、**域内の経済循環の創出**
 - ・ 売電利益を地域に還元し、様々な**地域課題の解決に活用** 等

地域特性に応じた再エネポテンシャル

- ・ 豊富な日照
→ **太陽光発電**
- ・ 良好な風況
→ **風力発電**
- ・ 間伐材や端材
・ 畜産廃棄物
→ **バイオマス発電**
- ・ 荒廃農地
→ **営農型太陽光**
- ・ 豊富な水資源
→ **小水力発電**
- ・ 火山、温泉
→ **地熱発電、バイナリー発電**

地域経済活性化・地域課題の解決

企業誘致・地場産業振興

- 大規模な電力需要施設であるデータセンター、半導体企業等の誘致
- 太陽光発電や風力発電などの関連地域産業の育成

農林水産業振興

- 営農型太陽光発電収入等による経営基盤の安定・改善
- 畜産バイオマス発電収入等による経営基盤の安定・改善
- 林業の新たなサプライチェーン・雇用の創出

防災力・レジリエンス強化

- 避難所等への太陽光・蓄電池の設置によるブラックアウトへの対応
- 自営線マイクログリッド等による面的レジリエンスの向上・エネルギー効率利用

再エネの売電収益による地域課題解決

- 地域エネルギー会社等が再エネ導入等により得た利益を一部還元し、地域課題解決に活用
 - ・ 地域公共交通の維持確保
 - ・ 少子化対策への活用
 - ・ 地域の伝統文化の維持に対する支援 等

(参考) 脱炭素先行地域の取組による効果について

<北海道上士幌町>

畜産ふん尿等を活用した全町脱炭素化

- ❑ 畜産ふん尿を活用したバイオガス発電設備により、これまで生じていた約48億円/年の畜産ふん尿の処理コストのうち、約27億円/年の削減を見込む。
- ❑ 災害時に防災拠点となる役場庁舎等の主要な公共施設においてマイクログリッドを構築し、防災拠点施設を5件整備することでレジリエンスを強化。



バイオガスプラント

<高知県梶原町>

林業振興と観光振興への貢献

- ❑ 観光資源である雲の上のホテルと周辺2施設に木質バイオマス発電設備を令和8年度に導入することで、熱電併給により光熱費600万円/年削減を見込む。雲の上の施設群の利用者数としては令和6年度で約58,000人/年となっており、令和12年度までに約11万人/年を目指す。
- ❑ 令和6年度までに林業関連を含む10件以上の起業が実現し、令和12年度までに計21件の起業の実現を目指す。



雲の上のホテル別館

<岩手県陸前高田市>

営農型太陽光発電による津波被災跡地の活用

- ❑ 津波被災跡地を活用した営農型太陽光発電を順次拡大。
- ❑ 収穫したブドウをワインに加工した場合、約1.9億円/年の売上を見込む。
- ❑ 新規就農者10名程度の創出を見込む。

- ❑ 陸前高田しみんエネルギー等により電気保安人材育成プログラムを形成し、人材不足が課題となっている第三種電気主任技術者の資格取得者を年間1名ペースで育成予定。



営農型太陽光発電設備

<神奈川県川崎市>

官民連携による脱炭素化

- ❑ 地域エネルギー会社(川崎未来エナジー(株))を設立し、溝口周辺の民間施設群の脱炭素化を推進し、令和6年度末までに約1.9億円/年のエネルギー代金の域外流出を抑制。
- ❑ 川崎未来エナジー(株)が公共施設のみならず民間事業者にも事業を展開し、ヤマト運輸(株)の一営業所に実質再エネ電力の供給を開始し、全配送車をEVに転換。実質再エネ100%で稼働し、営業所全体のコスト低減に貢献。



営業所への太陽光発電設備導入

地域脱炭素の推進に向けた庁内横断体制の重要性

- 一方で、実際に地域脱炭素の取組を進めていく際には、施設整備等に係る意思決定部局や関係する分野を所管する部局との連携が必須となる。
- 全庁統一的・横断的に地域脱炭素を進めるためには、首長の理解とリーダーシップの下、庁内マネジメントの中核であり、庁内全般を把握するとともに部局間の調整に力を発揮する副首長等を最高脱炭素責任者（Chief Green Officer : CGO）に置き、全庁的な地域脱炭素推進体制を構築することが重要。

○政府における推進体制

地球温暖化対策推進本部

本部長 : 内閣総理大臣
 副本部長 : 内閣官房長官、環境大臣、
 経済産業大臣
 本部員 : その他のすべての国務大臣

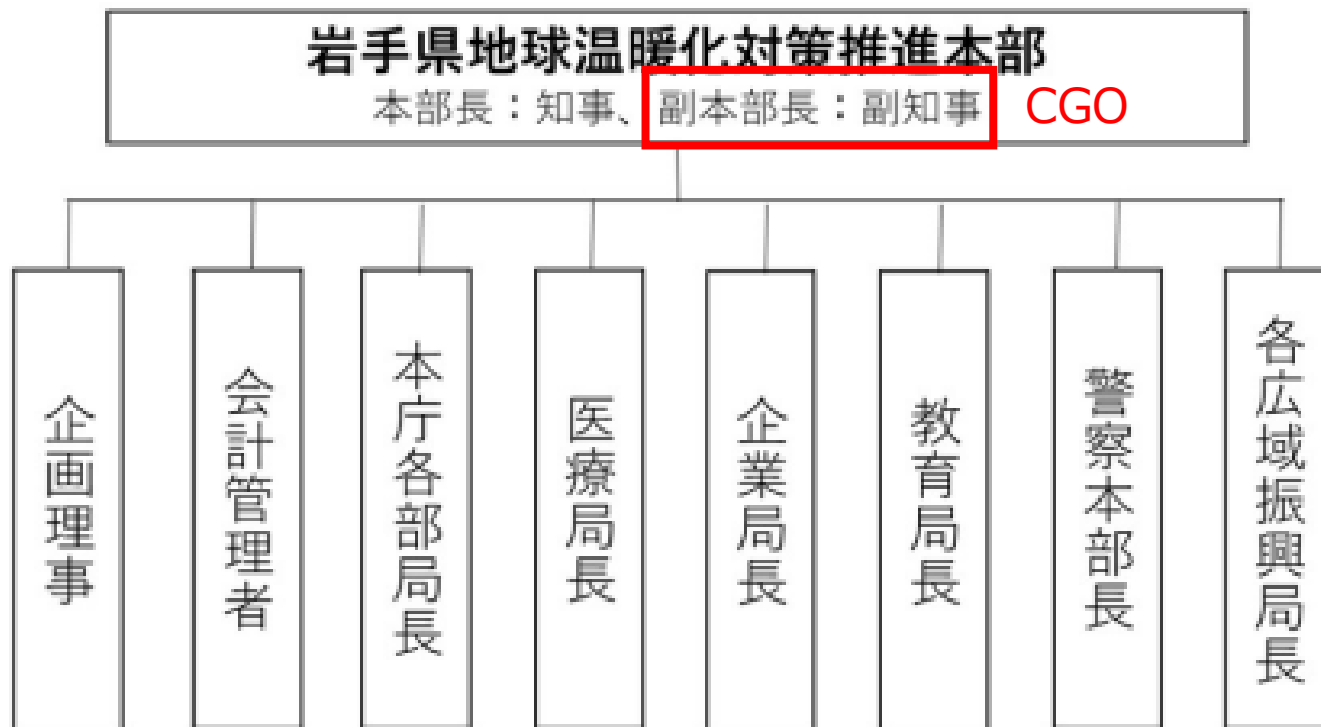


○自治体における推進体制（イメージ）

（庁内横断体制）

本部長 : 首長
 副本部長 : 副首長
 本部員 : 全部局 or
 施設主管部局、
 関係する計画担当部局など

- 岩手県では、**知事を本部長とする推進本部会議**において、**取組状況の共有と進捗管理**を行いながら、県有施設の省エネ化などの率先取組、県民・事業者に対する補助事業などに**全庁を挙げて取り組んでいる。**
- 令和5年度には、本部長のもとに**副知事をCGOとした体制を構築**し、部局横断による取組を加速化。

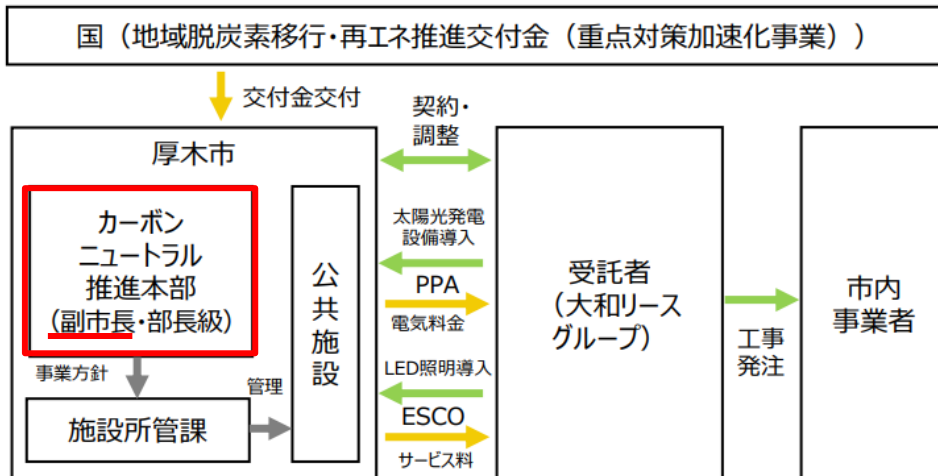


事例（神奈川県厚木市）

公共施設等における省エネ設備等の導入推進にあたって、**庁内横断での検討を行った。**

- 対象施設を検討する際には、**公共施設総合管理計画の所管課と密に打合せを実施**し、施設統廃合予定や設備改修工事の時期等について把握。
- また、プロポーザルの公示に当たっては、環境農政部長から対象施設の所管課長に対してプロポーザルの実施について説明することで、**円滑な庁内調整に努めた。**

○実施体制



○担当者の声

公共施設の脱炭素化は、**全庁を巻き込んでいく必要**があります。

施設所管課にとっては、通常業務もある中、予算取りやプロポーザルの算段、調整までを実施するというのは現実的ではありません。**まずは主体的に動きながら、手伝ってもらうというスタンスで巻き込んでいく**のが理解を得る糸口だと思います。

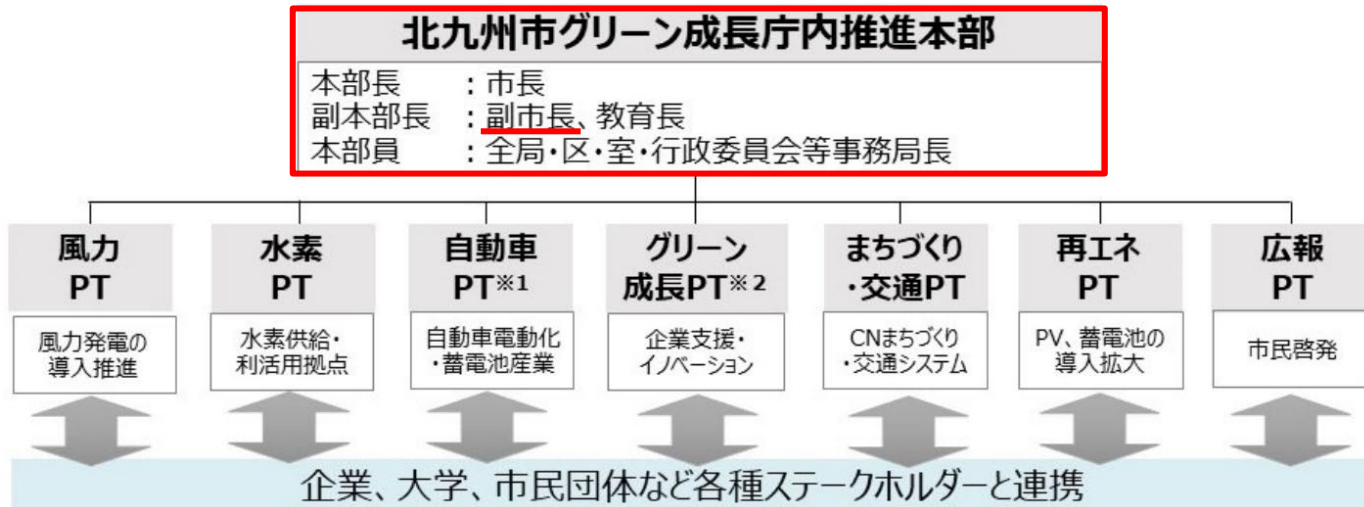
組織を大きく動かすためには**トップダウンも必要**です。



- 脱炭素化に向けてグリーン成長庁内推進本部を設置。（**市長をトップとし局長級職員が参画**。総勢35名。）再エネ導入を検討するプロジェクトチームには関係部署の課長級が集まり、**庁内全体でスムーズに推進することが可能に**。
- 脱炭素先行地域づくり事業の初年度は、16施設に先行して導入を進める。次年度以降は、プロジェクトチーム先導の元、施設所管課が作成した設置計画をGISデータベースによって一元管理しながら、約290か所への第三者所有方式による太陽光導入に計画的に取り組む。

市が率先実行して先導的モデルを構築し、民間へ横展開を図る

- グリーン成長の推進に関する重要な施策の推進及び総合調整
- 地球温暖化対策実行計画やグリーン成長戦略等に基づく取組の進捗管理

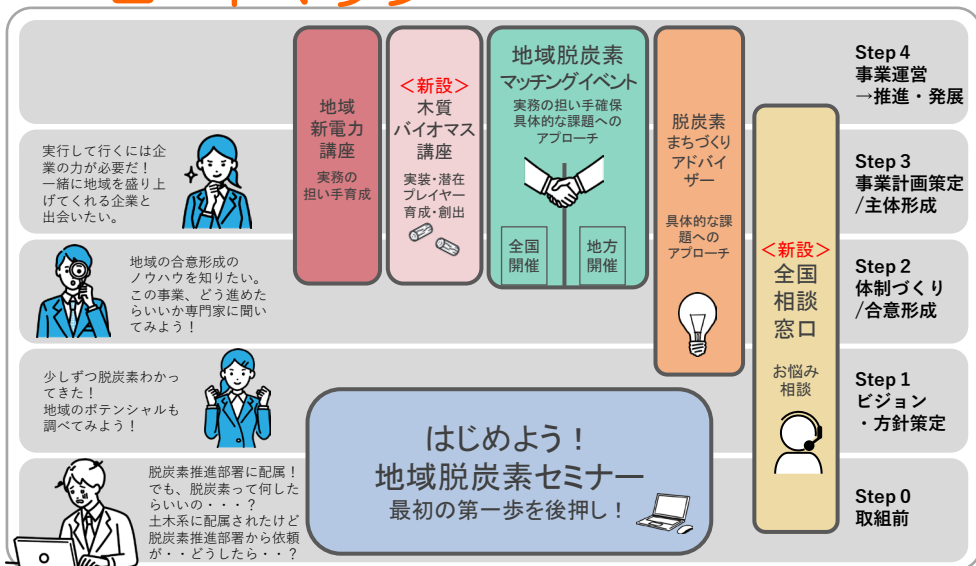


※1：次世代自動車関連産業拠点化PT ※2：グリーン成長プラットフォームPT

(参考) 庁内体制の確保に資する支援

- 地域脱炭素を推進するため、**地域において主体的に脱炭素に取り組む人材の確保・育成・連携**が必須。
- 中核人材の育成のため、**全国相談窓口、セミナー、マッチングイベント、アドバイザーの派遣**を実施。

脱炭素取組実施の ロードマップ



※イメージ

【オンライン連続講座】

セミナーはアーカイブ化によりいつでも視聴可能！
<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/seminar/>

地域脱炭素の考え方・ノウハウを自治体等地域人材にインプット

はじめよう！地域脱炭素セミナー：R4～R7で延べ11,000人以上参加

地域新電力講座：R4～R7で延べ2,200人以上参加

【全国相談窓口】＜新設＞

気軽に利用できる相談窓口

課題の整理や施策検討に進めない、どのアドバイザーが適切か分からないなど悩みを抱える自治体に対して助言 直接的な助言だけでなく本質的なニーズ・課題の掘り起こしを助け、次の一手の支援を実施

【脱炭素まちづくりアドバイザー派遣】

地域脱炭素に関する専門的な知見を有するアドバイザー（企業、地域新電力、先進自治体職員等）を地方公共団体又は自治体と連携した民間事業者等に派遣

派遣自治体数

R5年度：28

R6年度：71

R7年度：71

＜派遣形式＞

従来のスポット型と伴走型に加え、都道府県型を創設し、域内の市町村の脱炭素支援に対して助言

【地域脱炭素マッチングイベント】

地域脱炭素に取り組みたい地方公共団体と、脱炭素に関する経験等を有する民間事業者との間でネットワークを構築

R4～6年度：のべ69自治体中18自治体（26件）協業決定（1年後時点）

R7年度：参加30自治体中25団体（112件）協業可能性あり（イベント直後時点）

地方財政措置（人材育成）

1. 中小企業のリスキングに係る地方財政措置

【対象事業】 地域に必要な人材確保のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスキングの推進に資する、

①経営者等の意識改革・理解促進、②リスキングの推進サポート等、③従業員の理解促進・リスキング支援

※ 地域職業訓練実施計画（職業能力開発促進法第15条第1項の協議会で策定する計画）に位置付けられる地方単独事業を対象

【事業期間】 令和8年度まで（「人への投資」パッケージの終了年度と同様）

【地方財政措置】 特別交付税措置（措置率0.5）

2. 地方公務員のリスキングに係る地方交付税措置

○ 都道府県・市町村が、「人材育成・確保基本方針」において、特に重点的に取り組むとして明示した新たな政策課題に関し実施する研修を対象とする地方交付税措置。

(1) 自団体職員を対象とする場合

都道府県：普通交付税措置

市町村：特別交付税措置（措置率0.5）

(2) 都道府県等が市町村職員を対象とする場合

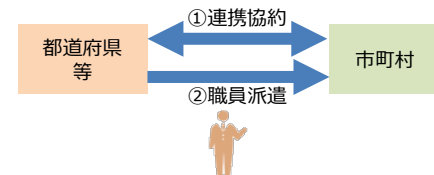
特別交付税措置（措置率0.5）

- ・ 「新たな政策課題」とは、団体ごとに特に解決が必要と考える課題（例：GX、スタートアップ支援、インバウンド戦略、多文化共生等）。
- ・ 「人材育成・確保基本方針」等において、特に必要となる人材について定量的な目標を設定する場合は対象。

3. 地方公務員の人材確保に係る地方交付税措置

○ 都道府県等が、市町村と連携協約を締結の上、当該市町村が地域の実情に応じて必要とする専門人材（連携協約において規定。保健師・保育士・税務職員等）を確保し、派遣する取組を対象として、特別交付税を措置。

【地方財政措置】特別交付税措置（措置率0.5）



- ・ 派遣を受ける市町村については、政令指定都市・中核市・県庁所在地を除く市町村が対象。
- ・ 派遣を受ける市町村に負担金が生じる場合は、派遣初年度のみが対象。